

## 1 見直しの趣旨

変更日

本ビジョンは、令和2年4月から令和7年3月の5か年計画としていますが、3年目である令和4年度に中間見直しを行うこととしており、アクションプランを見直すものです。

令和5年4月1日

## 2 アクションプランの追加

中期ビジョン 38～39ページ

※下線部分が追加した項目

- I 地域共生社会の実現 2 相談支援体制の強化 (1)生活困窮者支援の取組み強化
  - ②生活福祉資金の貸付による経済的支援の充実 ア(略) イ(略)
  - ウ コロナ特例貸付後の生活支援の強化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急小口資金等の特例貸付が令和2年3月から令和4年9月まで実施され、累計で約22万5千件、総額で891億円の貸付を行った。  
償還免除になった借受人を始め、償還猶予となった者等生活状況が困窮している借受人世帯に対して、市町村社協と連携し相談体制の強化を図る。

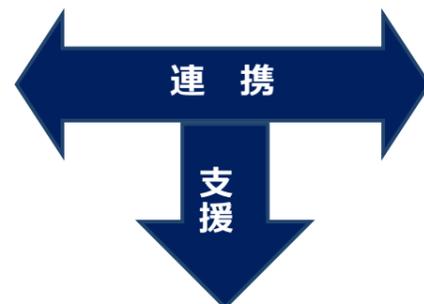
### コロナ特例貸付借受人等へのフォローアップ支援



『埼玉県社協マスコット  
「シャキたまくん」』

**県社協**

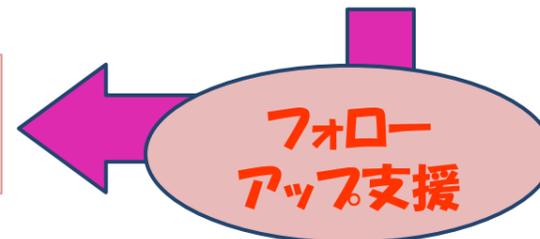
- 借受人の償還状況の把握、相談
- 償還免除、猶予等の審査、決定
- 償還指導、償還に向けた支援等



**市町村社協**

- 償還に関する相談（償還免除、猶予等）
- 償還免除、猶予申請手続きの支援
- 自立に向けた相談支援

償還が困難な  
借受人



- 償還が困難な借受人への訪問調査や自立相談支援機関へのつなぎ
- 多重債務者への専門家による相談支援  
→弁護士・司法書士等による相談会や相談支援体制の構築 など